

令和 8 年度阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、既に使用している家電製品をエネルギー消費性能の優れた省エネ家電製品に買い替える者に阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町内において省エネ家電製品の普及促進を図り、家庭から排出される温室効果ガス排出量の削減に寄与することに加え、エネルギー価格等の高騰による町民生活の経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、阿久比町補助金等交付規則（昭和 5 3 年阿久比町規則第 1 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネルギー基準達成率 J I S（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）C 9 9 0 1 に基づく省エネルギー基準達成率をいう。

(2) 省エネ家電製品 次に掲げる家電製品で、それぞれの要件のいずれにも該当するものをいう。

ア エアコン（室外機を含む。）

（ア） 省エネルギー基準達成率（目標年度：2 0 2 7 年度）が 1 0 0 パーセント以上の製品であること。

（イ） 新品であること。

（ウ） リース品でないこと。

イ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫

（ア） 省エネルギー基準達成率（目標年度：2 0 2 1 年度）が 1 0 0 パーセント以上の製品であること。

（イ） 新品であること。

（ウ） リース品でないこと。

ウ LED照明器具

- (ア) 省エネルギー基準達成率（目標年度：2020年度）が100パーセント以上の製品であること。
- (イ) 新品であること。
- (ウ) リース品でないこと。
- (エ) 屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の持ち運ぶことができるものを除く。）
- (オ) LED以外の光源を使用した照明器具からLED照明器具への交換で、照明器具の交換を伴わないLEDランプのみの交換でないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、阿久比町内の自らが居住する住宅に既に設置している家電製品から同種類の省エネ家電製品に買い替えをした個人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に省エネ家電製品を購入し、令和9年2月28日までに阿久比町内において自らが居住する住宅に設置した者（事務所等の居住スペース以外に設置した場合を除く。）
- (2) 申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 町税の滞納がない者
- (4) 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していない者
- (5) 補助金の申請を行おうとする省エネ家電製品の購入費用について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度による同種の補助を受けていない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実際に支払った費用のうち省エネ家電製品本体の購入に要した費用（ポイント、クーポン券、商品券等による割引がある場合は、割引後の額）とする。

- 2 補助対象経費には、設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既に設置している家電製品の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を含めないも

のとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 町が年度内に交付することができる補助金は、予算で定める額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年10月1日から令和9年3月1日までの間に、令和8年度阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限る。）の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し（購入日、購入した販売店等の名称、購入製品の型番及び本体の購入費用が記載されているもの）
- (3) 購入製品の型番及び製品番号が記載されたメーカー発行の保証書の写し又は購入製品に貼付された型番及び製品番号ラベルを撮影したもの
- (4) 自らが居住する住宅内に設置したことが分かる写真
- (5) 買い替えを証明する次のいずれかの書類
 - ア エアコン又は電気冷蔵庫・電気冷凍庫の場合 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
 - イ LED照明器具の場合 LED照明器具に交換前の照明器具の写真
- (6) 申請者本人名義の振込先口座が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、フリガナ、口座名義人が分かるもの）
- (7) 町税納付状況確認同意書（様式第2号）又は申請日前1か月以内に発行された町税を滞納していないことが確認できる書類
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類は、阿久比町個人用省エネ家電製品販売証明書（様式第4号）をもって代えることができる。

3 第1項第5号アに掲げる書類は、同項第2号に掲げる書類又は前項の販売証明書にリサイクル料金が記載されている場合は省略することができる。

4 第1項の規定による申請は、第3条第2号に列記する種別ごとに1世帯につき1回限りとする。

5 申請の方法は、窓口への持参又はあいち電子申請・届出システムにおける当該補助金申請フォームへの入力及び送信によるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、令和8年度阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すことができる。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに令和8年度阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条第1項の規定により補助金を交付することを決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部を返還させなければならない。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱及び関係法令等に違反したとき。

(3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、申請者に対し、速やかに令和8年度阿久比町個人用省エネ家電製品普及促進補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、その旨を通知するものとする。

(取得財産の処分)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付決定に係る省エネ家電製品(以下「取得財産」という。)を、設置の日から起算して別表第2に定める期間内に、

町長の承認を受けずに当該取得財産を補助金の交付趣旨に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

- 2 補助金の交付を受けた者で、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分を承認し、財産処分承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、その承認に条件を付したときには、当該通知書にその旨を記載するものとする。
- 4 町長は、補助金の交付を受けた者が第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産に係る設置の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第3に定める額を返還させなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 天災による破損等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分するとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた者の死亡、身体の不調等その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合に処分するとき。
 - (3) その他町長が処分についてやむを得ないと認めたとき。

（調査）

第12条 町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

- 2 申請者は、町長が前項の調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に設置したＬＥＤ照明器具については、第７条第１項第５号イの書類を省略することができる。

別表第1（第6条関係）

購入家電製品	補助台数	補助率	補助金の上限額
エアコン	1台	4分の1	5万円
電気冷蔵庫・電気冷凍庫	1台	4分の1	5万円
LED照明器具	台数制限なし	4分の1	5万円

備考 1, 000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第11条関係）

購入家電製品	耐用年数
エアコン	6年
電気冷蔵庫・電気冷凍庫	6年
LED照明器具	15年

別表第3（第11条関係）

設置の日から起算して使用した年数	補助金の返還額
1年未満	補助金全額
1年以上	補助金額を取得財産処分制限期間（耐用年数）で除した額に、取得財産処分制限期間から既に使用した年数（1年未満切り捨て）を減じた年数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）